個 人情報 取 扱 特 記 事 項

(基本的事項)

第1条 受託者は、個人情報(個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は 識別され得るものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この協定による業務 を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正 に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受託者は、この協定による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 受託者は個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

- 第4条 受託者は、この協定による個人情報の取扱いに係る責任者(以下「個人情報保護責任者」という。)及び業務に従事する者(以下「作業従事者」という。)を定め、書面により委託者に報告しなければならない。
- 2 受託者は個人情報保護責任者又は作業従事者以外の物が、当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。
- 3 受託者は定めた個人情報保護責任者又は作業従事者以外の者が当該個人情報を取り扱 うことがないようにしなければならない。

(保有の制限)

第5条 受託者は、この協定による業務を行うために個人情報を保有するときは、委託者 の指示を受け又は事前の承 諾を得た上で、その業務の目的を達成するために必要な範囲 内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(安全管理措置)

第6条 受託者は、この協定による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その 他個人情報の安全管理のため、BCC(ブラインド・カーボン・コピー)によるメール送付の徹底、複数の職員による確認やチェックリストの活用、適正なサイバーセキュリティ水準の確保等の措置その他必要 かつ適切な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定)

- 第7条 受託者は、この協定による業務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その 作業を行う場所を、明確にし、あらかじめ書面により委託者に報告しなければならない。 (利用及び提供の制限)
- 第8条 受託者は、委託者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第9条 受託者は、この契約による業務を処理するために委託者から引き渡された個人情報が記録された資料等を委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(持出しの制限)

第10条 受託者は、委託者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、この協定による業務に関し取り扱う個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(再委託の禁止)

【別記4】

第11条 受託者は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、委託者が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(派遣労働者の利用時の措置)

- 第12条 受託者は、この協定による業務を労働派遣者によって行わせる場合は、当該派 遣労働者に本協定に基づく一切の義務を順守させなければならない。
- 2 前項に規定する場合において、受託者は、委託者に対して、当該派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第13条 受託者は、この契約による業務を処理するために委託者から引き渡され、又は 受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直 ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、 その指示に従うものとする。

(作業従事者への周知)

第14条 受託者は、この契約による業務に従事する者に対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、協定の目的以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関し必要な事項及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57条)第176条及び第179条の規定に該当した場合は、罰則の適用があることを周知するものとする。

(指示・報告)

第15条 委託者は、受託者がこの協定による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受託者に対して必要な指示を行い、又は本特記事項の遵守状況等必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(実地調査)

第16条 委託者は、必要があると認めるときは、受託者がこの契約による業務の執行に 当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。 (事故発生時の対応)

- 第17条 受託者は、この協定による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合は、その自己の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を報告し、委託者の指示に従わなければならない。
- 2 受託者は、前項の漏えい等の事故が発生した場合には被害拡大の防止、復旧、再発防止等のために必要な措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。
- 3 委託者は、第1項の漏えい等の事故が発生した場合には、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(協定解除及び損害賠償)

第18条 委託者は、受託者が本特記事項の内容に反していると認めた時は、協定の解除 及び損害賠償の請求をすることができるものとする。